

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◆ 告 示 字の区域の新設等
解除予定の保安林
- 土地改良事業計画の変更の認可(二件)
- 新たに行為とする土地改良事業の認可(二件)
- 数人が共同して行う土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良法による換地処分
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- 公有水面の埋立ての免許の出願
- ◆ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◆ 公 告 農業改良普及員資格試験等の合格者

告 示

鳥取県告示第千十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による倉坂地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和四十八年四月一日現在の地番による。)
大字倉坂字石田	大字倉坂字上石田の全域並びに大字倉坂字下石田のうち二〇九の二、二一〇の一、二一〇の二、二一一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四十八年四月一日現在の地番による。)
大字三保字野露	大字三保字野露の全域、大字三保字下河原五一の一、五一の一、五一の一の四、五一の一の五、五一の一の二、五一の一の四から五一の一の七まで及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字中河原五二八の三並びに大字三保字下瀧峯平ル六七六の二

<p>大字三保字下河原</p> <p>大字三保字下河原のうち五一の一、五一の一、五一の一、五一の一、五一の一、五一の一、五一の一、五一の一の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三保字下瀧峯平ル</p> <p>大字三保字下瀧峯平ルのうち六七六の二以外の区域</p>	<p>大字三保字中河原</p> <p>大字三保字中河原のうち五二八の三、五二九の一、五三八の二、五四一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三保字神明田</p> <p>大字三保字中河原五二九の一、五四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字門田五八五の三の一部並びに大字三保字神明田のうち五四二の一部、五四二の一、五四九から五五二までの一部、五五二の一、五五三の一部、五五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三保字大河原</p> <p>大字三保字中河原五三八の二、五四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字神明田五四二の一部、五四二の一、五五一の一部、五五二の一部、五五二の一、五五三の一部、五五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字門田五六五、五六五の一、五六六、五六七の一部、五六九の一の一部、五七〇の一部、五七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三保字大河原のうち五六二及び五六三の一部並びに五六〇、五六二及び五六三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字三保字門田</p> <p>大字三保字神明田五四九から五五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三保字門田のうち五六五、五六五の一、五六六、五六七、五六九の一の一部、五六九の四の一部、五七〇の一部、五七二の一部、五八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三保字前河原</p> <p>大字三保字前河原の全域、大字三保字大河原五六二及び五六三の一部並びに五六〇、五六二及び五六三と一体をなす国有地の一部、大字三保字門田五六七の一部、五六九の一の一部、五六九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字豆腐田六〇二の一部、六〇二の二の一部、六〇三の一、六〇三の二の一部、六〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字檜の木六一〇の一部、六一〇の一、六一一の一の一部、六一一の二の一部、六一一の三、六一二の一部、六一三の一部、六一四の一部、六一四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字三保字檜の木</p> <p>大字三保字檜の木のうち六〇五の一、六〇五内第一、六〇九の一、六〇九の三、六一〇、六一〇の一、六一一の一から六一一の三まで、六一二、六一三の一、六一三の二、六一四の一、六一四次一、六一四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇五の一、六〇六及び六〇七と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字三保字豆腐田</p> <p>大字三保字檜の木六〇五の一、六〇五内第一、六〇九の</p>		

<p>一、六〇九の三、六二〇の一部、六一一の一部、六一二の一部、六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇五の一、六〇六及び六〇七と一体をなす国有地並びに大字三保字豆腐田のうち六〇〇の一の一部、六〇〇の三の一部、六〇一、六〇一の二の一部、六〇二の一部、六〇二の二の一部、六〇二の三、六〇三の一、六〇三の二の一部、六〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三保字横井手 大字三保字豆腐田六〇〇の一の一部、六〇〇の三の一部、六〇一、六〇一の二の一部、六〇二の一部、六〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字上瀧根六五八の三、六五九、六六〇の三及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字瀧ヶ崎九の一部、二三から二五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字駄坂四〇の一部、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三保字横井手のうち六四二、六四三、六四四の一部、六四五、六四六、六四七の一部、六五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五三の四、六五三の五及び六五三の六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字三保字上河原 大字三保字上河原の全域、大字三保字豆腐田六〇二の二の一部、六〇二の二の一部、六〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字楡の木六一三の一の一部、六一三の二の一部、六一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字横井手六四二の一部、六四三、六</p>
<p>大字三保字上瀧根 四四四の一部、六四五、六四六、六四七の一部、六五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字瀧ヶ崎七から九までの一部、二三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大坂倉坂字瀧ヶ崎 大字三保字横井手六四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字中沢二九の一部、三二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字瀧ヶ崎のうち七から九までの一部、一六の二の一部、一七から一九までの一部、二一の一部、二二の一部、二二の二の一部、二二の三の一部、二四から二六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字倉坂字駄坂 大字三保字横井手六五三の四、六五三の五及び六五三の六と一体をなす国有地の一部、大字倉坂字瀧ヶ崎九の一部、二二の一部、二三の一部、二四の一部、二五から二五までの一部、二六及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字中沢二七から二九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字南駄坂四七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字駄坂のうち三六、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大字倉坂字西駄坂	<p>大字倉坂字西駄坂の全域並びに大字三保字上瀧根六五四、六五五の一、六五五の二、六五六の一、六五六の二、六五八の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字倉坂字南駄坂	<p>大字倉坂字中沢二七から二九までの一部、三〇、三一の一部、三四の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字駄坂三六、三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字才免五六、五七の一部、五八の一部、六〇の一部、六一の一部、六二、六三、六四から六六までの一部、六七、六八の一部、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字南駄坂のうち四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字倉坂字才免	<p>大字倉坂字瀧ヶ崎一六の二の一部、一七から一九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字中沢二九の一部、三一の一部、三二の一部、三三、三四の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字平坂七八の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字才免のうち五六、五七の二、五八の一部、六〇の一部、六一の一部、六二、六三、六四から六六までの一部、六七、六八、六九から七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字倉坂字平坂	<p>大字倉坂字才免六八から七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字平坂のうち七八の一部、</p>
大字倉坂字北穴田	<p>八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字倉坂字北穴田の全域並びに大字倉坂字中穴田一二八の五</p>
大字倉坂字中穴田	<p>大字倉坂字南穴田一五七の一の一部並びに大字倉坂字中穴田のうち一二八の四、一二八の五、一二九の二、一三〇、一三一、一三二の一部、一三八の一部、一三九の一の一部、一四〇の一部、一四一の一部、一四二の一部、一四三の一部、一四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字倉坂字西平坂	<p>大字倉坂字中穴田一二八の四、一二九の二、一三〇、一三一、一三二の一部、一三八の一部、一三九の一の一部、一四〇の一部、一四一の一部、一四二の一部、一四三の一部、一四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字南穴田一五九の一の一部、一五九の二の一部、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字渡道二〇〇の二、二〇二の三、二〇二の五、二〇二の六、二〇三、二〇四の六、二〇四の七及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字下石田二〇九の二の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字西平坂のうち一七七の一部、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字倉坂字南穴田	<p>大字倉坂字中穴田一四二の一部、一四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字西平坂一七七の一部、</p>

<p>大字倉坂字渡道</p>	<p>一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字下石田二〇九の二の一部、二二〇の一の一部、二二〇の二、二二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字南穴田のうち一五七の一の一部、一五九の一の一部、一五九の二の一部、一六八の一部、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字倉坂字西一本松</p>	<p>大字倉坂字渡道のうち二〇〇の二、二〇二の三、二〇二の五、二〇二の六、二〇三、二〇四の四から二〇四の七まで、二〇五から二〇七まで、二〇八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字倉坂字東一本松</p>	<p>大字倉坂字渡道二〇四の四、二〇四の五、二〇五から二〇七まで、二〇八の二及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字東一本松二三八の一部、二三九、二四〇、二四二の二、二四九、二五〇の二、二五一の二、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字長坂二六四の一部並びに大字倉坂字西一本松のうち二二七の一から二二七の四まで、二二八、二二九の一から二二九の三まで、二三〇の一から二三〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字倉坂字東一本松</p>	<p>大字倉坂字東一本松のうち二三八から二四〇まで、二四二の二、二四九、二五〇の二、二五一の二、二五四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字倉坂字長坂</p>	<p>大字倉坂字西一本松二二七の一から二二七の四まで、二二八、二二九の一から二二九の三まで、二三〇の一から二三〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字東一本松二三八の一部、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字中深田二九三の一の一部並びに二九一及び二九三の一と一体をなす国有地の一部、大字倉坂字土器田三〇七の一部及び三〇八の一の一部並びに大字倉坂字長坂のうち二六四の一部、二六九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字倉坂字中深田</p>	<p>大字倉坂字長坂二六九の一部及びこれと一体をなす国有地、大字倉坂字土器田二九七の一部、二九八、二九九の一部、三〇〇の一部、三〇一の一部、三〇五の一部、三〇六、三〇七の一部、三〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字机田三一九の一部、三一九の一の一部、三一九の二の一部、三二〇から三二三まで、三二四の一部、三二五の一部、三四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二四、三三四及び三三五と一体をなす国有地の一部並びに大字倉坂字中深田のうち二九三の一の一部並びに二九一及び二九三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字倉坂字土器田</p>	<p>大字倉坂字当駄田三〇九の一、三〇九の二、三二〇から三二二まで、三二三の一部、三二四、三二五、三二六の一部、三二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字机田三一九の一部、三一九の一の一部、三一九の二の</p>

<p>大字倉坂字机田</p>	<p>大字倉坂字倉谷三五四の一の一部、三五四の二、三五五の一部、三五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字机田のうち三一九の一部、三一九の一、三一九の二、三二〇から三二三まで、三二四の一部、三二五の一部、三四五の一部、三四六の一の一部、三四六の二の一部、三四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二四、三三四及び三三五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字倉坂字倉谷</p>	<p>大字倉坂字当駄田三一三の一部、三一七の一部、三一八及びこれらと一体をなす国有地、大字倉坂字机田三一九の一部、三四五の一部、三四六の一の一部、三四六の二の一部、三四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倉坂字倉谷のうち三四八の一部、三五四の一の一部、三五四の二、三五五の一部、三五六、三五七の一部、三五八の一部、三六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五七及び三六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字倉坂字曲り坂</p>	<p>大字倉坂字曲り坂の全域、大字倉坂字倉谷三五四の一の一部、三五五の一部、三五六、三五七の一部、三五八の一部、三六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五七及び三六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>		
<p>大字倉坂字山際</p>	<p>一部、三五五の一部、三五六、三五七の一部、三五八の一部、三六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五七及び三六〇と一体をなす国有地の一部並びに大字倉坂字山際三八四の一部、三八五、三八六の一部、三九一の一部、三九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九〇及び三九一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字倉坂字下前田</p>	<p>大字倉坂字下前田の全域並びに大字倉坂字堂の前五三一の三の一部、五三一の四の一部、五四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字倉坂字堂の前</p>	<p>大字倉坂字堂の前のうち五三一の三の一部、五三一の四の一部、五四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字倉坂字中沢、大字倉坂字下石田、大字倉坂字上石田並びに大字倉坂字当駄田</p>

鳥取県告示第千十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字柿谷、大字福吉字福吉谷（以上二字国有林。

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に供え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千十六号

舎人土地改良区から申請のあつた土地改良（舎人地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月二十一日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十七号

久米土地改良区から申請のあつた土地改良（久米土地改良施設維持管理）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月二十一日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十八号

上北条土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（古川沢地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月二十一日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十九号

上北条土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（古川沢地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月二十一日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十号

倉吉市和田四一〇浅井哲夫ほか六十五人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良(和田地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月二十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十一号

昭和五十三年九月十六日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(池田地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十二号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(大栄(野田)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る倉坂地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、浜坂新田土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同

法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び氏名又は名称

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財団法人鳥取開発公社

鳥取市吉方温泉三丁目一六八番地

今田 晴隆

鳥取市浜坂五四四番地三

上村富士雄

鳥取市丸山町一三三番地六

川上 茂義

鳥取市浜坂五五三番地二

木村 耕造

兵庫県西宮市鳴尾町一丁目二四番二号

斉木 正毅

大阪市東住吉区喜連町一一四二番地

酒本 操子

鳥取市本町二丁目二〇九番地

高木 正雄

鳥取市浜坂五四四番地二

中尾 公明

鳥取市湯所町一丁目四一〇番地

三崎 綾子

鳥取市浜坂四〇九番地

米原 正雄

鳥取市浜坂三九七番地

森下 岩蔵

二 事務所所在地

鳥取市西町一丁目二〇一番地 財団法人鳥取開発公社内

三 事業施行期間

昭和五十二年十月七日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 施行地区

鳥取市浜坂字松中及び字荒神山道ヨリ北の各一部

五 施行認可の年月日

昭和五十二年十月四日

六 事業年度

昭和五十二年度及び昭和五十三年度

七 公告の方法

鳥取市役所前の掲示場に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県告示第千二十五号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課及び泊村役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字石脇字二の北畑一一四四番地から同大字字三の北畑一一八三番地に至る地先の公有水面

(一) 区域

次の地点のうち、一の地点から二の地点を通り三の地点に至る昭和五十三年秋分の日の満潮位(D・L+0・三〇メートル)における公有水面と陸地との境界線、三の地点から四の地点に至る昭和五十三年秋分の日の満潮位における公有水面と防波堤との境界線、四の地点と五の地点を直線で結んだ線、五の地点と六の地点を二の地点から二六〇度〇〇分一一・〇〇メートルの地点を中心とする半径七〇・三〇メートルの円で結ぶ線、六の地点から十の地点までを順次に直線で結んだ線及び十の地点と一の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 一の地点 基点A(甲亀山三等三角点(北緯三五度三分四九・八四六秒、東経一三三度五六分五四・四一九秒)から九四度五七分三四七・六〇メートルの地点をいう。以下同じ。)
- 二の地点 一の地点から三一七度二〇分一二四・〇〇メートルの地点
- 三の地点 二の地点から三四七度〇〇分六三・五〇メートルの地点
- 四の地点 三の地点から四一度四五分一二・六〇メートルの地点
- 五の地点 四の地点から一〇四度三分一二・〇〇メートルの地点
- 六の地点 五の地点から一三九度〇〇分七七・四〇メートルの地点
- 七の地点 六の地点から一六九度三分六六・〇〇メートルの地点
- 八の地点 七の地点から七一度〇〇分一九・三〇メートルの地点
- 九の地点 八の地点から一六〇度三分三〇・二五メートルの地点
- 十の地点 九の地点から二五〇度三分二〇・二〇メートルの地点

(二) 面積

九、三三二・〇八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字石脇字二の北畑一一五〇番地から同大字字三の甲亀山一二九七番地に至る陸域及びその地先の公有水面

(二) 区域

次の地点のうち、アの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びケの地点とアの地点を直線で結んだ線によつて囲まれた区域

- アの地点 基点Aから三二二度四分四一・四〇メートルの地点
- イの地点 アの地点から二五四度〇〇分一五六・〇〇メートルの地点
- ウの地点 イの地点から三四六度二〇分一七四・三〇メートルの地点
- エの地点 ウの地点から四一度一〇分一二四・〇〇メートルの地点
- オの地点 エの地点から一〇三度〇〇分四四・二〇メートルの地点
- カの地点 オの地点から一四三度〇〇分四六・八〇メートルの地点
- キの地点 カの地点から一六九度二〇分六四・四〇メートルの地点
- クの地点 キの地点から七〇度〇〇分一六・〇〇メートルの地点
- ケの地点 クの地点から一六〇度四分六五・二〇メートルの地点

(二) 面積

三五、一八二・八九平方メートル

四 埋立て地の用途

栽培漁業センター用地及び道路

五 出願年月日

昭和五十三年十一月十八日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

昭和五十三年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年十一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十三年十一月二十四日(金) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会会議室
- 三 議題 昭和五十四年度選挙管理委員会業務計画について

公 告

昭和53年10月24日から同月26日までの間に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和53年11月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 農業改良普及員資格試験の合格者

森長康之進	辻岡 隆雄	吉川 順平	山中 光司	上島 孝博
西村 敏男	桜井多美子	中村 悟	和夫 隆司	干村 隆男
下方 久子	永森 弘	樋口 稔	竹内まさみ	柴原 祐介
泉澤 直	浜岡 史朗	桑島 一郎	松尾 正美	生田 中川
吉田 敏政	岸 洋次	小寺 均	安養寺寿一	中川 治
桑田 雅博	田村 史人	布野 達也	大石保之助	織田 理秀
稲毛 真人	吉松 正人	石山 秀和	赤井 精	横川啓一郎
原田 洋子	谷口ひろみ	神谷 和明		

2 生活改良普及員資格試験の合格者

潮 明美	尾崎 敬子	谷口不二野	浜岡 裕子	藤原 弘子
国政 麗子	藤原 恭子	武森 貴子	山本由美子	深田 和子
株木 伸子	倉盆 伸枝	川島 清子	船越 妙子	山根富慈子
泰 静子	板倉 博美	山根 昭子	井上 和美	米本 恵子
田中 絹代	小谷 充子	舛田 英子	平野 智子	遠藤代司美
井川貴美枝	山根 晴美			